

## 川口市技能検定等受検手数料助成金交付要綱

### (通則)

第1条 川口市技能検定等受検手数料助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市内中小企業従業員等の能力開発・資格取得を促進するため、技能の国家検定である技能検定制度等の周知とその受検手数料の助成を行うことにより、優秀な技能者を育成し、もって市内の産業振興に資することを目的とする。

### (助成要件)

第3条 助成の対象となる者は、事業者であって次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 事業所が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものに該当すること。

### (助成の対象)

第4条 助成対象は、各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」国家検定で特級・1級・2級・単一等級のいずれかの級又は市が選定した国家資格等に合格した事業主・役員又は市内事業所に勤務する常勤の従業員を有する事業所とする。

2 市が選定した国家資格の種類は、別表1に掲げるとおりとする。

### (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、別表1に掲げる対象経費のうち、事業者が負担する費用とする。ただし、当該助成対象経費について、他に同種の助成金や補助金を受けている場合にあつては、その額を差し引くものとする。

### (助成金の額)

第6条 助成金の補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付の手續)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業所(以下「申請者」という。)は、技能検定等受検手数料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 受検手数料又は受講料の支払を証明する書類(写し)

(2) 合格したことを証明する書類(写し)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請の時期は、技能検定等試験に合格した日等から5ヶ月以内とする。

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請書兼請求書が提出されたときは、当該年度の予算の範囲内において、助成金の交付の可否を決定する。

2 助成金の交付決定通知書は省略する。

(返還等)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。